

製品安全データシート

JY-1380M

作成 : 2017/8/18
改訂 : 2023/8/23

● 項目1 化学品及び会社情報

化学品の名称 JY-1380 (三酸化アンチモンマスターバッチ)
会社名 Shanghai Juyuan Flame Retardant Material Limited Company
住所 Caoan Road 1905, Shanghai
担当部署
担当者(作成者)
電話番号 +86-21-62578668 中国語
FAX番号
メールアドレス
緊急連絡先番号 +86-21-62578668 中国語

販売代理店 サンケミカル株式会社
住所: 東京都中央区日本橋小伝馬町2番4号 三報ビルディング
電話番号 03-3661-6681
FAX 03-3661-7055
メールアドレス yano@sun-chemical.co.jp
HP <http://www.sun-chemical.co.jp/>

推奨用途及び使用上の注意

分散剤、ポリアミド
ハロゲン難燃剤助剤

★ 項目2 危険有害性の要約

GHSの分類
物理化学的危険性: 分類できない

健康に対する有害性: 分類できない

環境に対する有害性: 分類できない

分類	内容
区分1~4	数字が小さい方が危険・有害性が高い。1(危険)>4(比較的安全)
区分外	数字で表示される区分より安全性が高い。
分類できない	分類に有効なデータが無く、有害なのか安全なのか、分らない。
分類対象外	この項目には無関係な製品。例えば、固体の製品では「自然発火性液体」の項目で、分類対象外になる。

● GHSのラベル要素

● 絵表示又はシンボル 無し

● 注意喚起語 無し

● 危険有害性情報 無し

● 注意書き

【安全対策】

マスターバッチ化している為、劇物ではありません。
樹脂融点250℃を超える場合、取扱いには充分注意を払って下さい。

ダスト、蒸気の発生する場所では、換気を適切に行うこと。
ダストが溜まっているところでは、定期的に、工業用掃除機で
掃除すること。

廃棄空気を外に排出する際は、適切なダスト分離機を通すこと。
製造工程、もしくは清掃工程を排水を回収し、工場内で
アンチモンの処理を行うこと。

【応急措置】
いずれの場合も医師の診断を受けること。

- 吸引した場合 新鮮な空気のある場所に移動する。
- 皮膚に付着した場合 十分な水と石けんで洗い流すこと。
溶けたマスターバッチが皮膚に付着した場合は
無理にはがさないこと。
- 眼に入った場合 まぶたを広げて、眼を水で洗うこと。
- 飲み込んだ場合 直ぐに医師の診断を受けること。

【保管】
乾燥した換気の良い場所に保管すること。
容器は密閉して空気に触れないようにすること。
容器ラベルは間違わないこと。

【廃棄】
政府に認定を受けた処理業者に委託し廃棄すること。

項目3 組成及び成分情報	
化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	三酸化アンチモンマスターバッチ
別名	三酸化二アンチモン、ポリプロピレン
化学特性	
CAS番号	三酸化アンチモン(1309-64-4) ポリプロピレン(9003-07-0)
成分及び濃度又は濃度範囲(含有率)	80%と20%
官報公示整理番号(化審法、安衛法)	三酸化アンチモン(1-543) ポリプロピレン(6-402)
GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物	

▲ 項目4 応急処置

汚れた服を脱ぐ。応急処置を施す人は適切な保護具を着用して下さい。

いずれの場合も医師の診断を受けること。

- 吸引した場合 新鮮な空気のある場所に移動する。
- 皮膚に付着した場合 十分な水と石けんで洗い流すこと。
溶けたマスターバッチが皮膚に付着した場合は無理にはがさないこと。
- 眼に入った場合 まぶたを広げて、眼を水で洗うこと。
- 飲み込んだ場合 直ぐに医師の診断を受けること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状
詳細な徴候及び症状は、項目11－有害性情報に記載する

応急処置をする者の保護
医師に対する特別な注意事項

本SDSを持参して下さい。

項目5 火災時の措置	
消火剤	水、炭酸ガス、泡消火剤
使ってはならない消火剤	棒状放水
火災時の措置に関する 特有の危険有害性	一酸化炭素、二酸化炭素、アンモニア、シアン化水素の発生
特有の消火方法	
消火を行う者の保護	自動呼吸機器を着用すること。
その他	火災瓦礫の除去と消火方法は法規制を遵守すること。 消火後の水を分けて集め、下水に流さないこと。

項目6 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	保護具を着用すること。項目8に保護具を記載します。 十分に換気をして、保護具を着用しない人は作業場に立入らないこと。 もし、本製品から粉塵が発生した場合は吸い込まないこと。
環境に対する注意事項	下水、地下水に流し込まないこと。 床、土壌に漏出させないこと。 どうしても処理出来ない場合は権威ある機関に相談すること。 危険物向けの埋め立て場所が利用可能な場合、埋立処理を推奨します
封じ込め及び浄化の方法及び機材	ダスト(=粉塵)の発生を避けること。 零れた場合、工業用掃除機で吸い込むこと。 適切な処理用容器に入れて破棄すること。
二次災害の防止策	

▲ 項目7 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策 (局所排気、全体換気)	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、 保護具を着用する。 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。
安全取扱注意事項	マスターバッチ化している為、劇物ではありません。 樹脂融点250℃を超える場合、取扱いには充分注意を払って下さい。 ダスト、蒸気の発生する場所では、換気を適切に行うこと。 ダストが溜まっているところでは、定期的に、工業用掃除機で 掃除すること。

	廃棄空気を外に排出する際は、適切なダスト分離機を通すこと。 製造工程、もしくは清掃工程を排水を回収し、工場内で アンチモンの処理を行うこと。
接触回避	「10. 安定性及び反応性」を参照。
衛生対策	作業場では飲食、喫煙は禁止。 作業場にシャワー室、目の洗浄場、自動呼吸機器を備えつけておくこと。 保護具を着用して下さい。保護具は項目8にて記載します。
保管	
安全な保管条件	乾燥した換気の良い場所に保管すること。 容器は密閉して空気に触れないようにすること。 容器ラベルは間違わないこと。
安全な保管保管包装材料	元の包装容器

▲ 項目8 暴露防止及び保護措置

設備対策	十分に換気を行うこと。 掃除がし易い構造の場所で取り扱うこと。 工業用の掃除機が備え付けられていること。
管理濃度	TLV-TWA 0.5m/m3 アンチモンとして
許容濃度	
日本産業衛生学会(2005 年版)	データ無し
ACGIH(2005 年)	データ無し
保護具	
呼吸用保護具	換気が悪い時、長期曝露をする際は着用して下さい。
手の保護具	ゴム入りの綿製、ゴム製、ニトリル製、革製、 他の取扱化学品を考慮すること。 保護具メーカーの透過性と破過時間を守ること。
眼の保護具	保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具	全身用保護具で足は密閉状態にしておくこと。
特別な注意事項	食事前と作業終了後は手を洗うこと。

項目9 物理的及び化学的性質

外観(物理的状态、形状、色)	白い顆粒状の固体
臭い	特徴ある臭気
臭いのしきい値	データ無し
pH	データ無し
融点・凝固点	250-260℃
沸点、初留点及び沸騰範囲	データ無し
引火点	データ無し
蒸発速度	データ無し
燃焼性(固体、気体)	データ無し
燃焼又は爆発範囲の上限・下限	データ無し
蒸気圧	データ無し
蒸気密度	データ無し
比重(相対密度)	
溶解度	非溶解性

n-オクタノール/水分配係数	データ無し
自然発火温度	データ無し
粘度(粘性率)	データ無し
その他データ	分解温度 >340℃

● 項目10 安定性及び反応性

反応性	
化学的安定性	通常使用において安定
危険有害反応可能性	データ無し
避けるべき条件 (静電放電、衝撃、振動など)	危険反応なし
混触危険物質	データ無し
危険有害な分解生成物	データ無し
その他	

★ 項目11 有害情報

急性毒性	LD50/経口/ラット/ >2,000mg
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	データ無し
眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性	データ無し
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データ無し
生殖細胞変異性	データ無し
発がん性	三酸化アンチモン単体では発がん性の疑いがある。
生殖毒性	データ無し
特定標的臓器毒性、単回曝露	データ無し
特定標的臓器毒性、反復曝露	データ無し
吸引性呼吸器有害性	データ無し
その他	

項目12 環境毒性情報
生態毒性
データ無し

残留性・分解性
データ無し

生体蓄積性
データ無し

土壌中の移動性
データ無し

オゾン層への有害性
データ無し

他の有害影響

▲ 項目13 破棄上の注意
残余廃棄物

政府に認定を受けた処理業者に委託し廃棄すること。

汚染容器及び包装
容器は地域規制に沿って処理すること。

項目14 輸送上の注意

国際規制	
国連番号	非該当
品名(国連輸送名)	非該当
国連分類 (輸送における危険有害性クラス)	非該当
容器等級	非該当
海洋汚染物質 (該当・非該当)	非該当
MARPOLによるばら積み輸送される液体物質 (該当・非該当)	非該当
国内規制 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	非該当
応急措置指針番号	非該当
その他	

項目15 適用法令

法令の名称を含む関係法令情報	
化審法	第2種特定化学物質 第1種監視化学物質 第2種監視化学物質 第3種監視化学物質
	非該当 非該当 非該当 非該当
化管法	該当
	三酸化アンチモンとして 令和4年迄 第二条第1種指定化学物質 政令番号 1-31 令和5年から 管理番号31 分類第一種 政令番号 1-048
安衛法	通知表示対象 物質 危険物 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質等障害予防規則 鉛中毒予防規則該当 変異原性が認められた物質
	該当 三酸化アンチモン 非該当 非該当 非該当 ペレット状の為。ただし粉砕された場合は該当 非該当 非該当
毒物劇物取締法	
	非該当 ペレット化の為。粉体では劇物
大気汚染防止法	
	該当 有害大気汚染物質 中環審第9次答申の14
水質汚濁防止法	
	該当 政令第3条の3第47号 アンチモン及びその化合物
土壌汚染対策法	
	非該当
火薬類取締法	
高压ガス保安法	
消防法	
船舶安全法	
航空法	
バーゼル法	
外為法	
港則法	
	非該当 非該当 非該当 非該当 ひ素 0.5%未満の為 非該当 ひ素 0.5%未満の為 第二条特定有害廃棄物等0.1%重量以上を含む物 輸出令別表第2の35の2項(0.1%重量以上を含む廃棄物) 非該当
労働基準法	
	三酸化アンチモンとして 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・ 別表第1の2第4号1・昭53労告36号)

項目16 その他の情報

安全上重要であるが、これまでの項目名に直接関係しない情報
引用文献

オリジナルMSDS
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 NITE
職場のあんぜんサイト
2016年版 16716の化学商品
有害性評価書 Ver:0.4 No.132 アンチモン及びその化合物
化学物質排出把握管理促進法政令号番号:1-25

その他

- 注意:
- ・危険有害性の評価はかならずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。
 - ・この製品安全データシートは、当社の製品を適切にご使用いただくために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の手配を対象としたものです。
 - ・本製品は、この製品安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取扱いして下さい。
 - ・ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保障もするものではありません。また法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。

赤字	必須情報	★	リスクアセスメント必須事項
青字	可能なら記載する情報	●	ラベルに記載する情報
黒字	無くても良い情報	▲	安衛法ラベルの注意書きの項目
色付けはGHS対応ガイドライン準拠 (2012年6月 日化協)			(但し、ラベルに全て載せる必要はない)